

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 政策統括官の所掌事務を変更すること。

(第十七条関係)

第二 大臣官房に物流審議官を設置すること。

(第二十条関係)

第三 総合政策局に国際物流課を設置すること。

(第四十四条関係)

第四 海事局に安全政策課、海洋・環境政策課及び船員政策課を設置すること。

(第四百二十二条、第四百四十三条及び第四百四十四条関係)

第五 観光庁に観光戦略課及び国際観光課を設置すること。

(第二百二十四条の五及び第二百二十四条の七関係)

第六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 この政令は、平成二十五年七月一日から施行すること。

(附則関係)